

豊島区立体育施設条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

豊島区立千早スポーツフィールドを設置し、同体育施設の管理について必要な事項（名称、位置、開館時間、休館日、使用料）を定めるため。

2 改正内容

条例に体育施設として豊島区立千早スポーツフィールドを加えるほか、別表第4（駐車場の使用料）の文言を整理する。

(1) 名称及び位置（別表第1第1号に加える。）

名称	位置
豊島区立千早スポーツフィールド	東京都豊島区千早四丁目8番19号

(2) 開館時間及び休館日（別表第2に加える。）

区分 施設名	開館時間	休館日
千早スポーツ フィールド	午前9時から 午後9時まで	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで 毎月第3週の月曜日（その日が休日に 当たるときは、その前週の月曜日）

(3) 使用料（別表第3第1号に加える。）

区分 施設名	貸切りでないとき		貸切りのとき			
	単位時間	料金（1人につき）	施設の単位	単位時間	料金	
千早ス ポーツ フィー ルド	運動場	1回	400円	全面	2時間	7,000円
	庭球場	1回	400円	1面	1時間	1,000円
	会議室			1室	1時間	400円

(4) 駐車場使用料（別表第4を次のように改める。）

※千早スポーツフィールド駐車場の追加に併せて南長崎中央公園スポーツセンター駐車場に係る規定について文言の整理を行う。

施設名	種別	金額
南長崎中央公園 スポーツセン ター駐車場	普通自動車	最初の30分を除き、20分までごとに100円を加算した額
	自動二輪車	最初の30分を除き、1時間までごとに100円を加算した額
千早スポーツ フィールド駐車 場	マイクロバス	最初の30分を除き、20分までごとに400円を加算した額
	普通自動車	最初の30分を除き、20分までごとに100円を加算した額

備考

- ① 普通自動車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいい、マイクロバスとは、同条に規定する中型自動車のうち乗車定員11人以上29人以下のものをいう。
- ② いずれの駐車場も、区画内の機械式管理に適合した車両のみを対象とする。

3 施行期日

規則で定める日

ただし、千早スポーツフィールドの指定管理者の指定に係る手続等の準備行為に係る規定は、公布の日から施行する。

《参考》

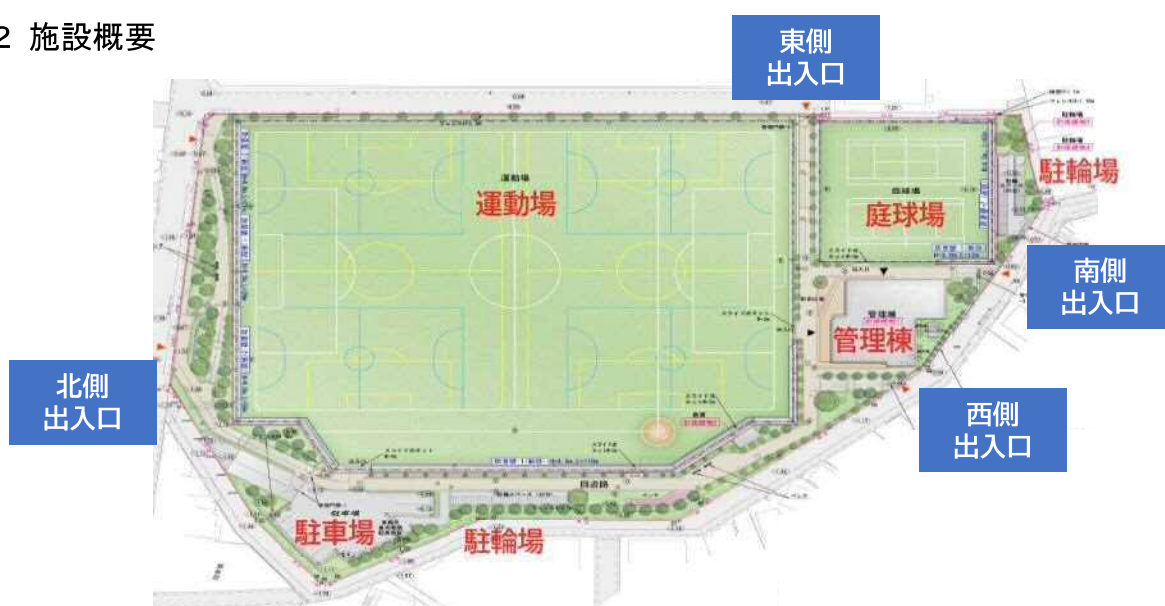
千早スポーツフィールドの概要について

千早スポーツフィールドの概要について

1 条例名称について

条例名称	豊島区立千早スポーツフィールド (所在地：豊島区千早4-8-19、面積：15,102.41㎡)
理由	豊島区は主に、町名を施設名に位置付けているため。
経緯	(1) 「地名+活動+施設」のキーワードを組み合わせた名称で検討。 (2) 体育協会からの意見として、サッカーの国際規格(105m×68m)を満たす運動場があり、日本サッカー協会の競技規則で「フィールド」の名称が使用されていることから、「フィールド」の施設名称が挙げられた。 (3) 体育協会からの意見を考慮し、「千早」の施設で、サッカーやラグビー・フットサル・少年野球・テニスなど多目的な分野の「スポーツ」に対応する施設として、「フィールド」を採用した。

2 施設概要



3 用途

	面積	備考
運動場	8,886㎡	・人工芝1面(サッカー、ラグビー、フットサル、少年野球などの利用を想定)
庭球場	1,145㎡	・人工芝2面
管理棟	800.39㎡ (延床面積)	・鉄筋コンクリート造 地上2階建て ・事務室、会議室(103㎡)、更衣室、トイレ、授乳室、備蓄倉庫など
駐車場	397㎡	・有料駐車場(普通自動車9台、マイクロバス2台) ・電気自動車用普通充電設備
その他	—	・夜間利用のための照明設備、防球フェンス、防音壁、防災設備(防災トイレ、かまどベンチ)、雨水排水・雨水貯留槽、駐輪場など

- (1) 供用開始 令和6年10月(予定)
- (2) 利用時間 午前9時～午後9時(駐車場は午前8時30分～午後9時30分)
- (3) 休館日 毎月第3月曜日(祝日の場合は前週の月曜日)、年末年始
- (4) 運営体制 指定管理者による管理・運営